○京丹波町福祉人材確保対策事業助成金交付要綱

平成２９年８月３１日
告示第５０号
改正　平成３１年３月２２日告示第１８号

（趣旨）

第１条　この要綱は、町内の福祉施設等における介護に従事する人材（以下「介護従事者」という。）の育成と確保を図り、もって施設入所者や福祉サービス利用者の処遇向上を図るため、予算の範囲内において、当該施設等に勤務する者で介護福祉士等の資格を取得しようとする者に対し、資格取得等に係る費用の一部を助成するとともに、当該施設等が支出した介護従事者の確保に係る費用の一部を助成することについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）　介護福祉士資格取得講習等　次に掲げるもののいずれかに該当するものをいう。

ア　社会福祉士及び介護福祉士法（昭和６２年法律第３０号）第４０条第１項に規定する介護福祉士試験（以下「介護福祉士試験」という。）

イ　社会福祉士及び介護福祉士法第４０条第２項第２号に掲げる要件を満たすため、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設において６月以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得するための研修（以下「介護職員実務者研修」という。）

ウ　社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和６２年厚生省令第４９号）第２２条第４項に規定する介護技術講習

エ　介護福祉士試験の受験対策として実施される講座（以下「受験対策講座」という。）

オ　介護保険法施行規則（平成１１年厚生省令第３６号）第２２条の２３に規定する介護職員初任者研修課程の研修（以下「介護職員初任者研修」という。）

カ　アからオまでに掲げるもののほか、町長が特に必要と認める試験及び研修等

（２）　町内福祉施設等　町内に所在する福祉施設等であって、次に掲げるもののいずれかに該当するものをいう。

ア　介護保険法（平成９年法律第１２３条。以下「介護保険法」という。）に基づく指定居宅サービス事業所、指定地域密着型サービス事業所、指定居宅介護支援事業所、介護保険施設、指定介護予防サービス事業所、指定地域密着型介護予防サービス事業所又は指定介護予防支援事業所及び同法第１１５条の４５に規定する地域支援事業を行う事業所

イ　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第２８条に規定する障害福祉サービスを行う事業所

ウ　ア又はイに定める事業所と同等の事業所として町長が認めるもの

（３）　法人等　前号に掲げる「町内福祉施設等」を有するものであって、次に掲げるもののいずれかに該当するものをいう。

ア　社会福祉法（昭和２６年法律第４５号）第２２条に規定する社会福祉法人

イ　医療法（昭和２３年法律第２０５号）第３９条第２項に規定する医療法人

ウ　特定非営利活動促進法（平成１０年法律第７号）第２条第２項に規定する特定非営利活動法人

エ　会社法（平成１７年法律第８６号）第２条第１号に規定する株式会社

オ　アからエまでに定める法人と同等の法人として町長が認めるもの

（助成対象者）
第３条　助成対象者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、京丹波町が設置する町内福祉施設等に勤務する職員又は当該施設等は除く。
（１）　介護福祉士資格取得講習等を受験し又は修了した者であって、次のいずれにも該当し、第６条に規定する申請を行った日から１年以上町内福祉施設等に勤務する者
ア　町内福祉施設等に現に勤務しており、継続して勤務することが確実な者
イ　介護福祉士資格取得講習等を受験し又は修了した日から起算して、１年以内に申請を行う者
ウ　本町の町税及び料金等を滞納していない者
（２）　介護従事者の確保のため、就職準備に係る経費又は募集に係る経費等を負担した町内福祉施設等
（助成の対象となる経費）
第４条　助成の対象となる経費は、次の各号のいずれかに該当するものとする。
（１）　介護福祉士資格取得講習等に係る経費（以下「資格取得等に係る経費」という。）
ア　試験に要する受験料
イ　研修等に要する受講料
ウ　研修の受講に必要な教材費
（２）　町内福祉施設等が行う介護従事者の確保に係る経費（以下「介護従事者の確保に係る経費」という。）
ア　就職のための住居確保に係る礼金、引越費用等
イ　募集に係る新聞折込手数料、募集チラシ作成料等
（３）　前各号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認める経費
（助成金の額等）
第５条　助成金の額は、次の各号に掲げる額とする。
（１）　資格取得等に係る経費に対する助成金の額は、対象経費に３分の２を乗じて得た額とし、同一年度につき、１人あたり１５万円を上限とする。
（２）　介護従事者の確保に係る経費に対する助成金の額は、対象経費に３分の２を乗じて得た額とし、同一年度につき、１法人等あたり３０万円を上限とする。
２　前項に規定する助成金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
３　第４条に規定する対象経費に対し、国又はその他の公的機関からの助成等を受けている場合は、当該対象経費から、当該助成等の額を差し引いた額を対象経費とし、前２項の規定に基づき助成額を算出するものとする。
（助成金の交付申請）
第６条　助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる交付申請書及び関係書類を町長に提出しなければならない。
（１）　資格取得等に係る経費に対する助成金の交付に係る申請
京丹波町福祉人材確保対策事業助成金交付申請書（様式第１号）
（２）　介護従事者の確保に係る経費に対する助成金の交付に係る申請
京丹波町福祉人材確保対策事業助成金交付申請書（様式第２号）
２　前項第１号の助成金を申請する場合は、京丹波町福祉人材確保対策事業就業証明書（様式第３号）を添付しなければならない。
（助成金の交付決定及び却下）
第７条　町長は前条の申請があったときは、内容を審査のうえ助成の可否を決定し、京丹波町福祉人材確保対策事業助成金交付決定通知書（様式第４号）又は京丹波町福祉人材確保対策事業助成金交付申請却下通知書（様式第５号）により申請者に通知するものとする。

（助成金の請求及び交付）
第８条　申請者は前条の規定による助成金交付決定通知を受けたときは、町長に京丹波町福祉人材確保対策事業助成金請求書（様式第６号）を提出するものとし、町長は、これに基づき速やかに助成金を交付するものとする。
（助成金の取消及び返還）
第９条　町長は、助成金の交付を受けた申請者が、次の各号のいずれかに該当するときは、交付の決定を取り消し、既に助成金を交付しているときは、期限を定めてその全部又は一部の返還を命ずることができる。
（１）　不正な行為により助成金の交付の決定を受けたとき。
（２）　資格取得等に係る経費に対する助成金の交付を受けた申請者の勤務期間が、第３条第１号に規定する期間に満たないとき。
２　町長は、前項の規定により、決定を取り消したときは、速やかに申請者に京丹波町福祉人材確保対策事業助成金交付決定取消通知書（様式第７号）により通知するとともに、助成金の全部又は一部を返還させることができる。
（助成金の返還の免除）
第１０条　町長は、助成金の返還の対象となった申請者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、助成金の全部又は一部の返還を免除することができる。
（１）　資格取得等に係る経費に対する助成金の交付を受けた申請者が、死亡又は障害若しくは心身の故障のため、勤務することができなくなったとき。
（２）　前号に定めるもののほか、町長が特別の事由があると認めるとき。
（調査）
第１１条　町長は、申請者が、第５条第３項に規定する助成等を受けている場合で、適正な助成の確保に必要があると認めるときは、当該助成制度の実施主体等に対し、受給状況を調査し、必要な文書の閲覧又は資料の提供を求めることができる。
２　資格取得等に係る経費に対する助成金の交付の決定を受けた申請者にあっては、その就業状況、研修の受講状況等について、就業先の代表者に対し調査を行うことができる。
（その他）
第１２条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。
附　則
この告示は、平成２９年１０月１日から施行し、平成２９年４月１日から適用する。
附　則
１　この告示は、平成３１年４月１日から施行する。
２　この告示の施行日の前日までに、改正前の京丹波町福祉人材確保対策事業助成金交付要綱（平成２９年京丹波町告示第５０号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。